

○筑紫女学園大学における公的研究費の内部監査に関する細則

平成26年10月1日

規程第4号

最近改正 平成30年5月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、筑紫女学園大学における公的研究費の適正運用に関する規程（平成20年程第1号）第11条第2項に規定する内部監査について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査（以下「監査」という。）は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）の公的研究費の会計処理について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき、助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。

(監査の実施)

第3条 監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の運営・管理及び不正行為防止等の体制整備についての改善を重視した監査を行うこと。
- (2) 防止計画推進班等との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- (3) 公的研究費監査班を編成した上での監査を行うこと。
- (4) 監事又は監事相当職及び会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。なお、監事相当職とは、法人事務局長及び法人事務局次長をいう。

(監査組織)

第4条 監査を行う公的研究費監査班は、最高管理責任者が次の各号に掲げる者に委嘱する。

- (1) 監査対象年度に公的研究費の交付を受けていない専任教育職員から2名
 - (2) 監査対象年度に公的研究費に関わる業務に従事した者を除く本学園の事務職員のうち、経理・会計業務経験者を中心に2名
- 2 公的研究費監査班には責任者として班長を置き、構成員の互選により選出する。

(監査の種類と方法)

第5条 監査は、通常監査、特別監査とし、書面調査及び実地調査により行う。

- (1) 通常監査とは、毎事業年度一定時期に行う収支簿の確認、証拠書類（領収書、見積

書、納品書、請求書等)の確認、設備備品の寄付手続きの確認等、研究費の適正な執行を確認する書面調査をいう。

- (2) 特別監査とは、通常監査に加えて実施するものであり、設備備品などの納品状態を確認するほか、それら設備備品の稼働状況についての聞き取り調査を含めた実地調査をいう。

(権限)

第6条 公的研究費監査班の構成員は監査を実施するに当たり、被監査部署に対し必要な帳票類の提出及び関係者からの説明を求めることができる。

- 2 被監査部署は、監査員が実施する監査の遂行に進んで協力しなければならない。

(監査計画)

第7条 監査を実施するときは、公的研究費監査班の班長は、監査項目、監査日程等を、事前に被監査部署及び被監査人に通知しておかなければならない。

(監査報告)

第8条 公的研究費監査班の班長は監査実施後、その結果について速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 公的研究費監査班の班長は、監査の結果是正改善を要する事項を認めたときは、その旨を監査報告書に記載しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、監査報告書の内容を確認の上、当該被監査部署の課長に対し、是正改善措置を指示するものとする。

(事務)

第9条 この細則に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。